

定期監査結果報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和6年5月30日

見附市監査委員 依田 志郎

同 重信 元子

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査の対象 | 見附市総務課の令和5年度の業務 |
| 2 | 監査の期間 | 令和6年4月19日から令和6年5月10日まで |
| 3 | 監査の着眼点 | <ul style="list-style-type: none">・法令に適しているか・財務事務が正確に行われているか・最少の経費で最大の効果を挙げているか・組織及び運営の合理化に努めているか |
| 4 | 監査の実施内容 | あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関係職員の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿類の照査を行い実施した。 |
| 5 | 監査の結果 | 上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。 |